

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本目標

真岡市障害者計画の主要テーマである「すべての人がともに生きるやさしさのあるまちづくり」を推進するため、次の基本目標を設定します。

1. 障がい者の自己決定・自己選択の尊重と障害福祉サービスの充実

ノーマライゼーション※の理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスのさらなる充実に努めます。

2. 地域生活移行や就労支援等に対応したサービス基盤の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供基盤を整備するとともに、障がい者の生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備をさらに進めます。

3. 障がいのある児童への適切な支援体制の整備

障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供できる体制整備を推進します。

第2節 障害福祉サービス等の体系

障がいのある人・障がいのある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。

